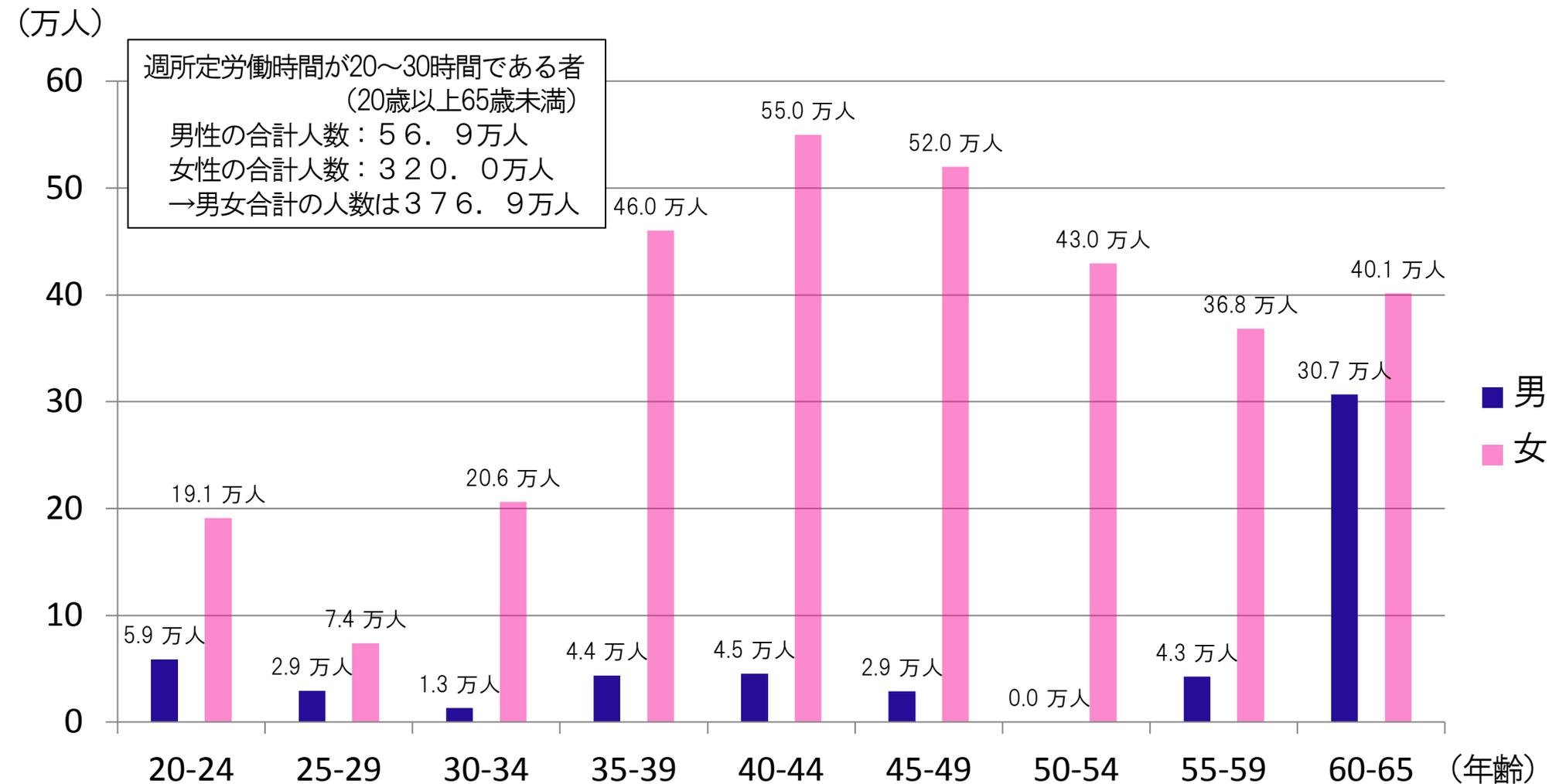


週所定労働時間が20～30時間である労働者の 実態に関する資料

社会保障審議会 短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会（第8回）

平成23年11月17日

週所定労働時間が20～30時間である者（20歳以上65歳未満）の年齢別人数分布

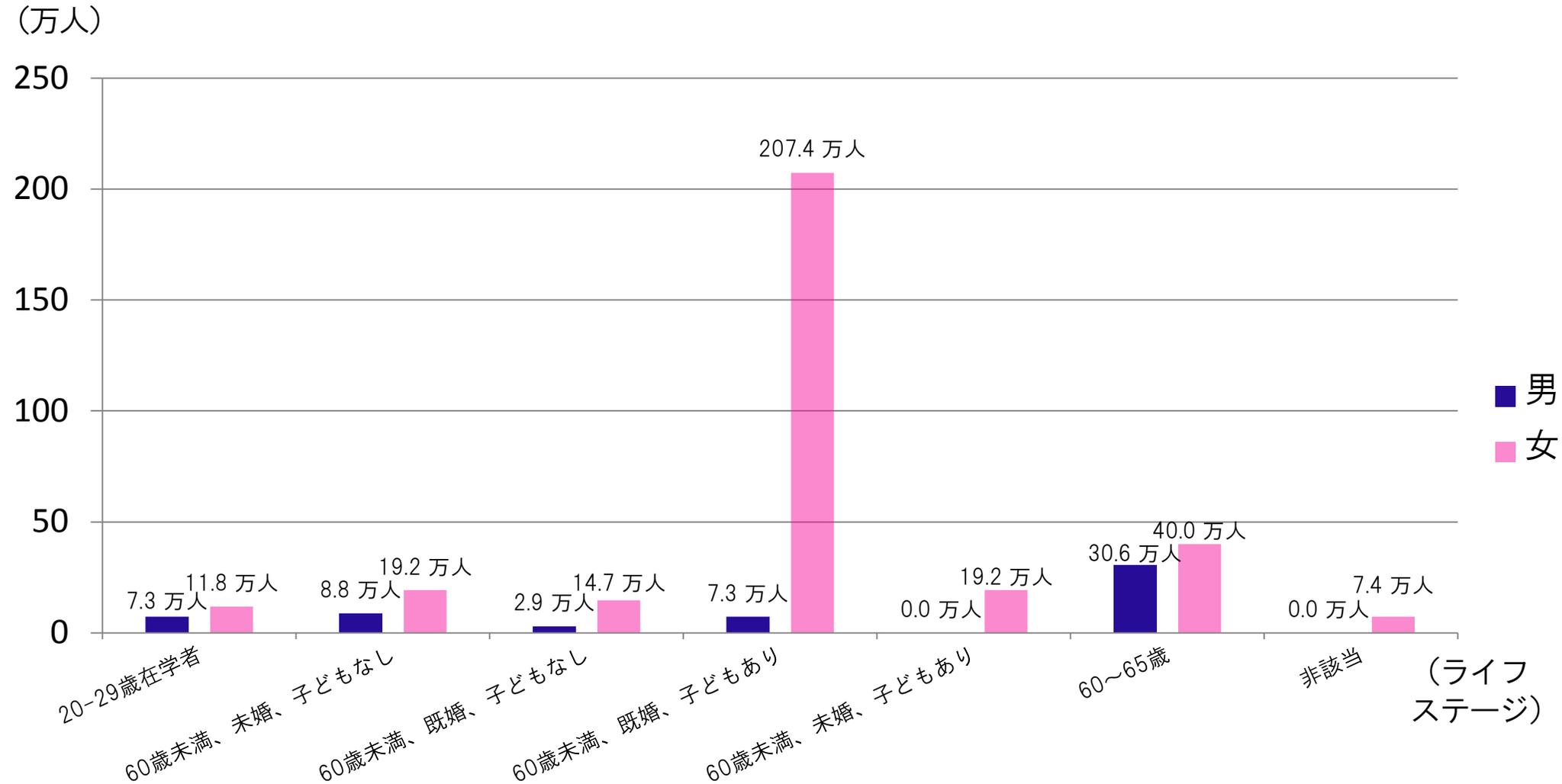


※ 人口推計（総務省）における、20～65歳・男女合計の総人口7,520.5万人（平成22年3月1日現在確定値）に、第3回特別部会資料1-1（JILPT浅尾氏提出資料）3ページに示されている「人口に占める割合」（「日本人の就業実態に関する総合調査」に基づいた値）を掛け合わせて、事務局で作成したもの。

※ ここで言う「週所定労働時間」は、「日本人の就業実態に関する総合調査」の質問項目における、問11 あなたは、ふだん1週間に合計何時間ぐらい仕事をしていますか。（残業時間を含みます。）〔A〕問12 そのうち、残業時間はどれくらいですか。〔B〕の2問に対する回答を基に、A-Bの計算により算出したもの。

週所定労働時間が20～30時間（20歳以上65歳未満）である者のライフステージ別人数分布

社会保障審議会 短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会 第8回

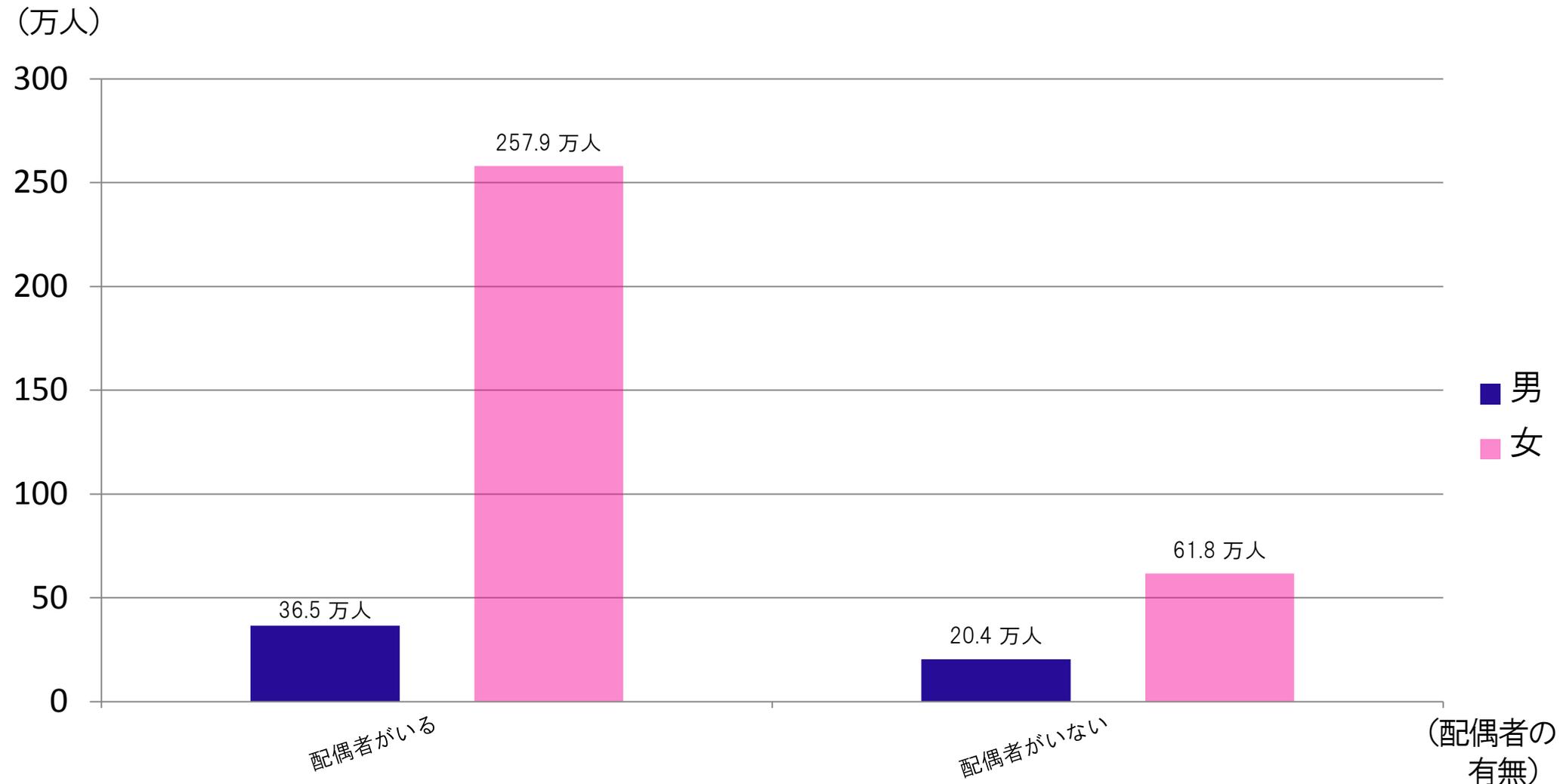


※ 本資料1ページの推計により求められた、週所定労働時間が20～30時間である者の数（男性56.9万人、女性320.0万人）に、第3回特別部会資料1-1（JILPT浅尾氏提出資料）9ページに示されている「図表7 週所定労働時間別ライフステージ構成」（「日本人の就業実態に関する総合調査」に基づいた値）を掛け合わせて、事務局で作成したもの。

※ ここで言う「週所定労働時間」は、「日本人の就業実態に関する総合調査」の質問項目における、
 問11 あなたは、ふだん1週間に合計何時間ぐらい仕事をしていますか。（残業時間を含みます。）〔A〕
 問12 そのうち、残業時間はどれくらいですか。〔B〕
 の2問に対する回答を基に、A-Bの計算により算出したもの。

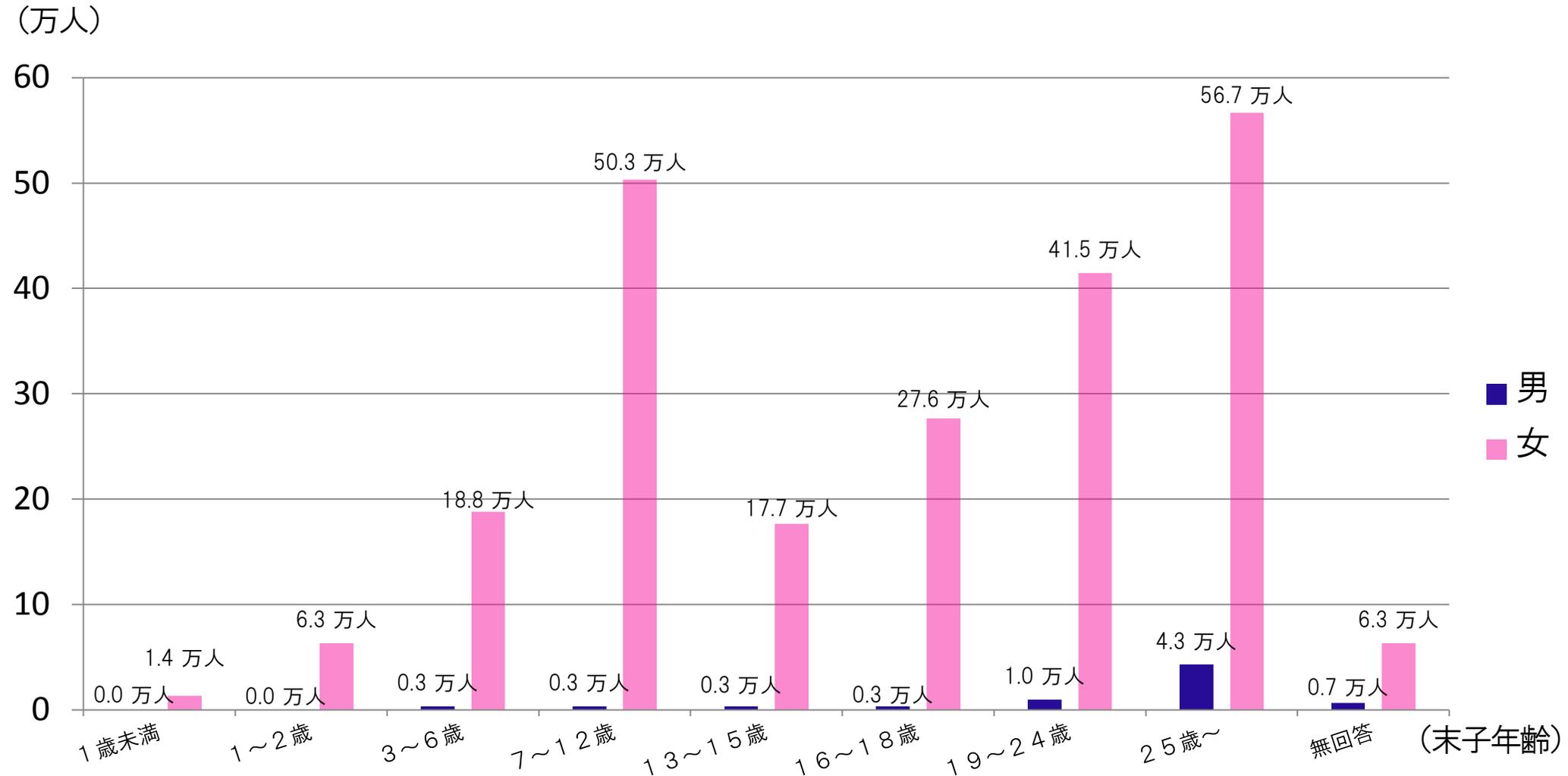
週所定労働時間が20～30時間である者（20歳以上65歳未満）の配偶者の有無別分布

社会保障審議会 短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会 第8回



※ 本資料1ページの推計により求められた、週所定労働時間が20～30時間である者の数（男性56.9万人、女性320.0万人）に、第3回特別部会資料1-1（JILPT浅尾氏提出資料）7ページに示されている「図表5 週所定労働時間別配偶者の有無別構成」（「日本人の就業実態に関する総合調査」に基づいた値）を掛け合わせて、事務局で作成したもの。

※ ここで言う「週所定労働時間」は、「日本人の就業実態に関する総合調査」の質問項目における、
 問11 あなたは、ふだん1週間に合計何時間ぐらい仕事をしていますか。（残業時間を含みます。）〔A〕
 問12 そのうち、残業時間はどれくらいですか。〔B〕
 の2問に対する回答を基に、A-Bの計算により算出したもの。

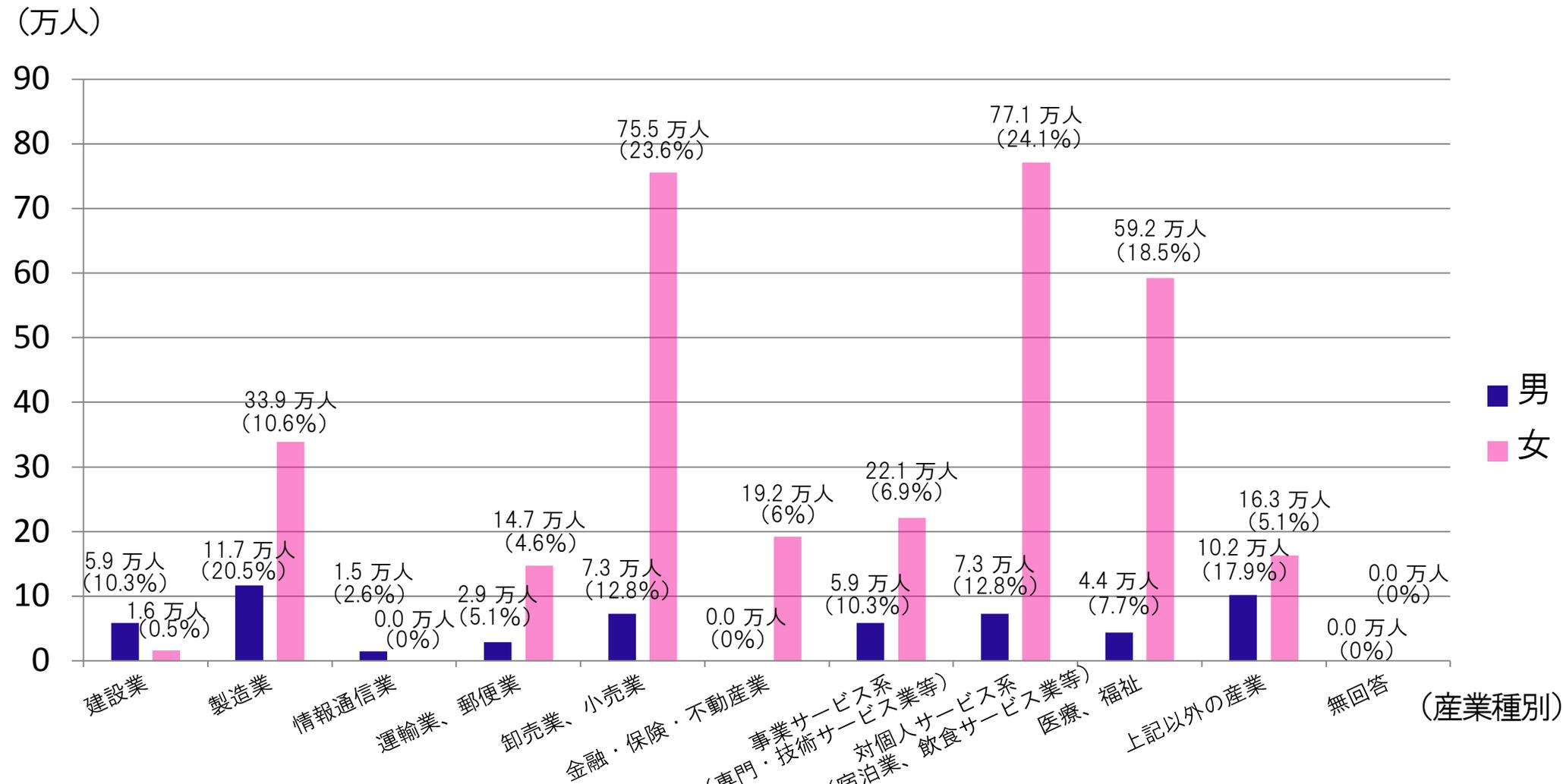


※ 本資料2ページの推計により求められた、週所定労働時間が20～30時間である者のうち、子どものいる者の数（男性7.3万人、女性226.6万人）に、第3回特別部会資料1-1（JILPT浅尾氏提出資料）8ページに示されている「図表6 週所定労働時間別末子年齢構成（子供のいる人）」（「日本人の就業実態に関する総合調査」に基づいた値）を掛け合わせて、事務局で作成したもの。

※ ここで言う「週所定労働時間」は、「日本人の就業実態に関する総合調査」の質問項目における、
 問11 あなたは、ふだん1週間に合計何時間ぐらい仕事をしていますか。（残業時間を含みます。）〔A〕
 問12 そのうち、残業時間はどれくらいですか。〔B〕
 の2問に対する回答を基に、A-Bの計算により算出したもの。

週所定労働時間が20～30時間である者（20歳以上65歳未満）の産業別人数分布

社会保障審議会 短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会 第8回

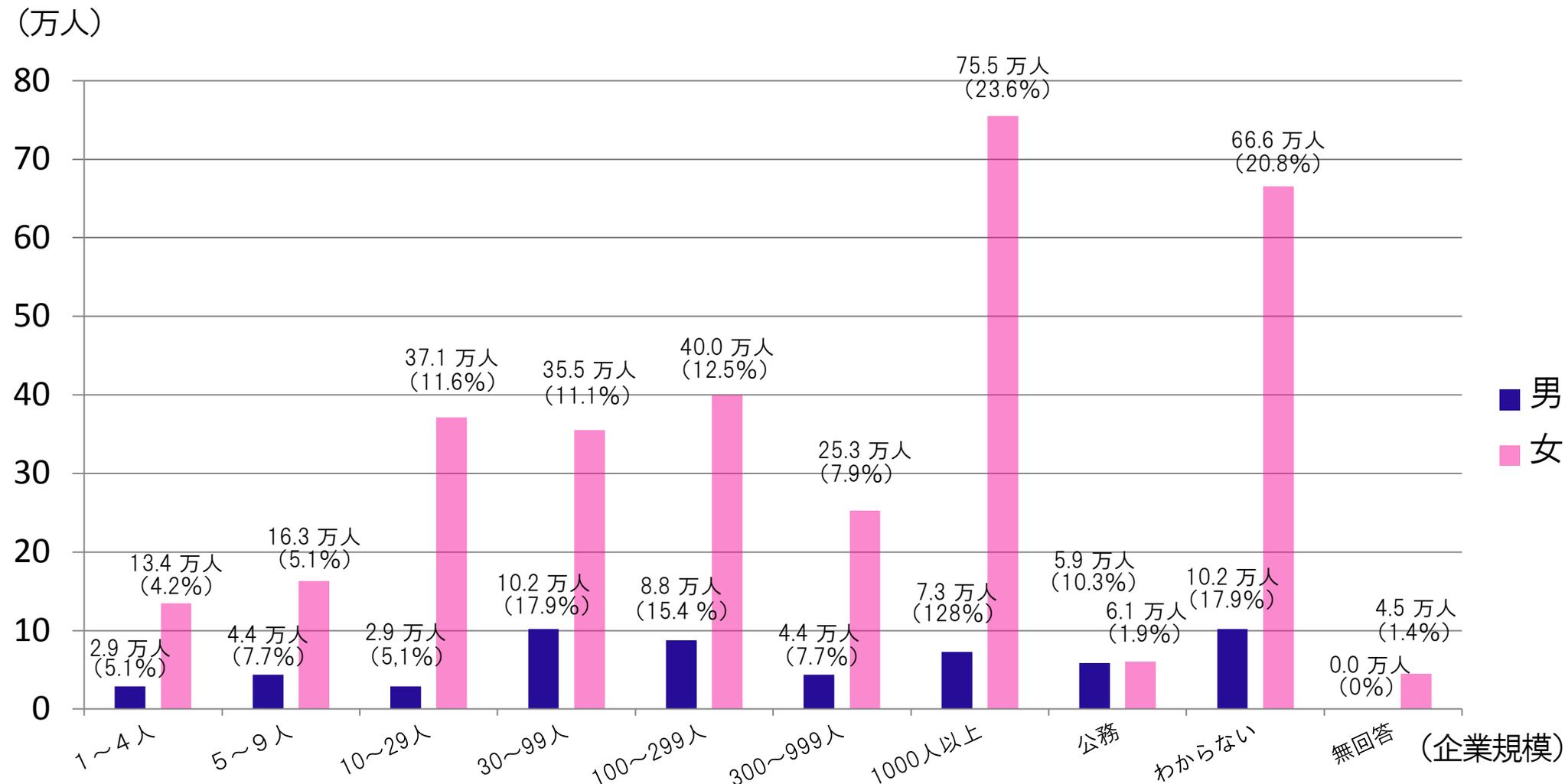


※ 本資料1ページの推計により求められた、週所定労働時間が20～30時間である者の数（男性56.9万人、女性320.0万人）に、第3回特別部会資料1-1（JILPT浅尾氏提出資料）10ページに示されている「図表8 週所定労働時間別産業構成」（「日本人の就業実態に関する総合調査」に基づいた値）を掛け合わせて、事務局で作成したもの。

※ ここで言う「週所定労働時間」は、「日本人の就業実態に関する総合調査」の質問項目における、
 問11 あなたは、ふだん1週間に合計何時間ぐらい仕事をしていますか。（残業時間を含みます。）〔A〕
 問12 そのうち、残業時間はどれくらいですか。〔B〕
 の2問に対する回答を基に、A-Bの計算により算出したもの。

週所定労働時間が20～30時間である者（20歳以上65歳未満）の企業規模別人数分布

社会保障審議会 短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会 第8回

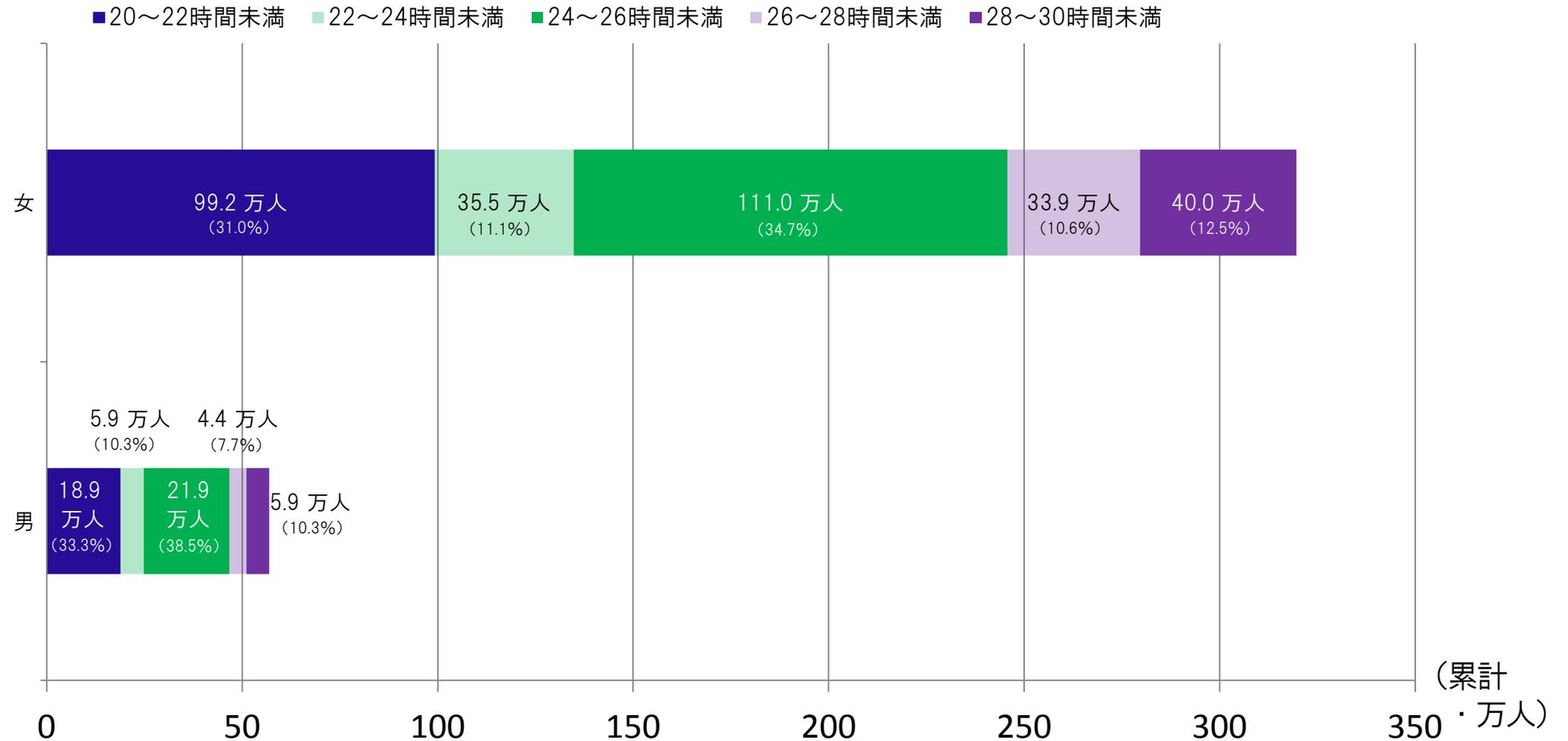


※ 本資料1ページの推計により求められた、週所定労働時間が20～30時間である者の数（男性56.9万人、女性320.0万人）に、第3回特別部会資料1-1（JILPT浅尾氏提出資料）11ページに示されている「図表9 週所定労働時間別企業規模構成」（「日本人の就業実態に関する総合調査」に基づいた値）を掛け合わせて、事務局で作成したもの。

※ ここで言う「週所定労働時間」は、「日本人の就業実態に関する総合調査」の質問項目における、
問11 あなたは、ふだん1週間に合計何時間ぐらい仕事をしていますか。（残業時間を含みます。）〔A〕
問12 そのうち、残業時間はどれくらいですか。〔B〕
の2問に対する回答を基に、A-Bの計算により算出したもの。

週所定労働時間が20～30時間である者（20歳以上65歳未満）の所定労働時間（2時間単位）別人数分布

社会保障審議会 短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会 第8回

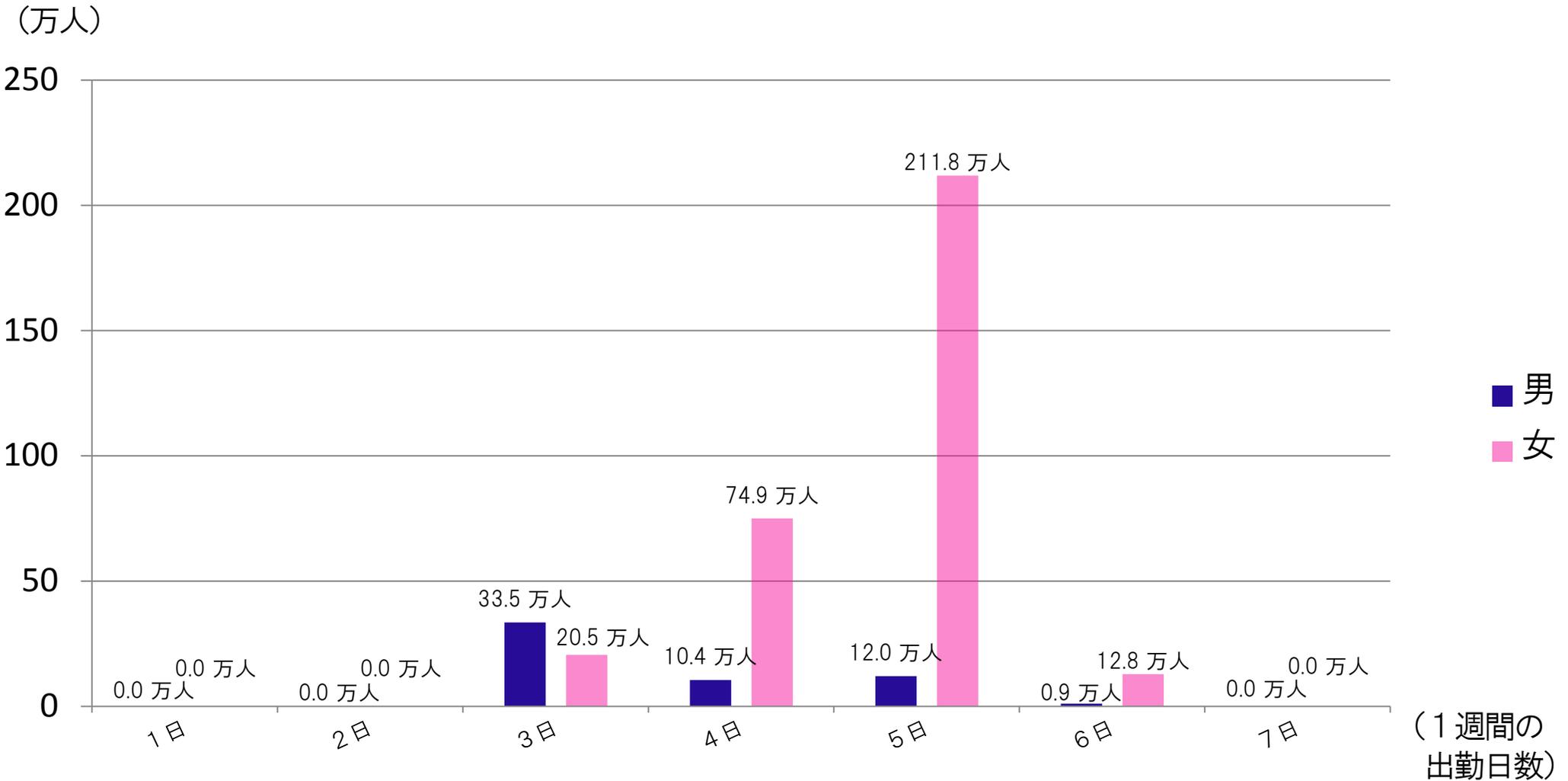


※ 本資料1ページの推計により求められた、週所定労働時間が20～30時間である者の数（男性56.9万人、女性320.0万人）に、第3回特別部会資料1-1（JILPT浅尾氏提出資料）13ページに示されている「図表11 所定労働時間分布（20以上30時間未満層）」のうち、「日本人の就業実態に関する総合調査」に基づいて推計された値を掛け合わせて、事務局で作成したもの。

※ ここで言う「週所定労働時間」は、「日本人の就業実態に関する総合調査」の質問項目における、
 問11 あなたは、ふだん1週間に合計何時間ぐらい仕事をしていますか。（残業時間を含みます。）〔A〕
 問12 そのうち、残業時間はどれくらいですか。〔B〕
 の2問に対する回答を基に、A-Bの計算により算出したもの。

週所定労働時間が20～30時間である者（20歳以上65歳未満）の1週間の出勤日数別人数分布

社会保障審議会 短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会 第8回

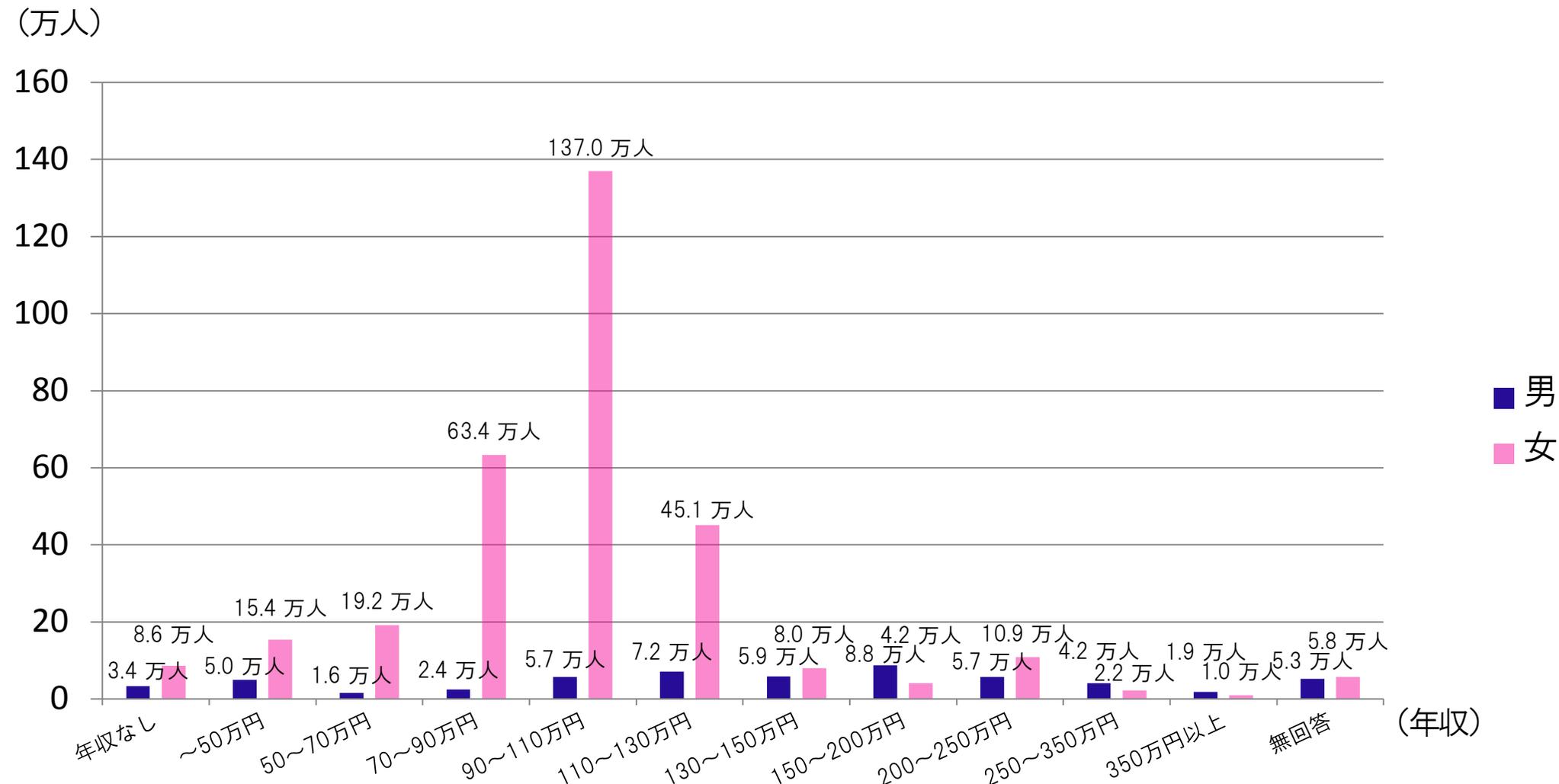


※ 本資料1ページの推計により求められた、週所定労働時間が20～30時間である者の数（男性56.9万人、女性320.0万人）に、第3回特別部会資料1-1（JILPT浅尾氏提出資料）14ページに示されている「図表12 週所定労働時間別1週間の出勤日数構成」（「短時間労働者実態調査」に基づいた値）を掛け合わせて、事務局で作成したもの。

※ ここで言う「週所定労働時間」は、「日本人の就業実態に関する総合調査」の質問項目における、
 問11 あなたは、ふだん1週間に合計何時間ぐらい仕事をしていますか。（残業時間を含みます。）〔A〕
 問12 そのうち、残業時間はどれくらいですか。〔B〕
 の2問に対する回答を基に、A-Bの計算により算出したもの。

週所定労働時間が20～30時間である者（20歳以上65歳未満）の年収別人数分布

社会保障審議会 短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会 第8回



※ 本資料1ページの推計により求められた、週所定労働時間が20～30時間である者の数（男性56.9万人、女性320.0万人）に、第3回特別部会資料1-1（JILPT浅尾氏提出資料）20ページに示されている「図表18 週所定労働時間別年収」（「短時間労働者実態調査」に基づいた値）を掛け合わせて、事務局で作成したもの。

※ ここで言う「週所定労働時間」は、「日本人の就業実態に関する総合調査」の質問項目における、
 問11 あなたは、ふだん1週間に合計何時間ぐらい仕事をしていますか。（残業時間を含みます。）〔A〕
 問12 そのうち、残業時間はどれくらいですか。〔B〕
 の2問に対する回答を基に、A-Bの計算により算出したもの。

○ 「社会保障・税一体改革成案」において例示した、雇用保険並びにまで適用拡大を行った場合の対象人数を400万人とした試算は、平成16年改正の検討の際に行った、平成13年のデータを元にした試算を、その後の常用雇用指数の伸びなどを勘案して、平成21年の推計として換算したものの。

(1)フルタイムでない雇用者数(登録型派遣社員(※1)を除く)
 (出典:平成13年公的年金加入状況等調査(厚生労働省))

・1号	270万人
・3号	244万人
・非加入(20歳未満+60歳以上)	118万人

(2)パート労働者の厚生年金適用事業所勤務割合(※2)
 (出典:平成13年公的年金加入状況等調査(厚生労働省))

・1号	68.4%
・3号	82.3%
・非加入	76.3%

(3)平成21年度ベースの適用拡大対象者数の母数の推計
 (出典:毎月勤労統計調査(厚生労働省))
 「事業所規模5人以上・パートタイム労働者(※3)
 ・調査産業計の常用雇用指数(※4)」

・平成13年度指数	85.4
・平成21年度指数	112.5
→ 13年度と比較して 1.31733…倍	

(1)×(2)×(3)
 (21年度ベースの「フルタイムでない雇用者」の数)

・1号	243万人
・3号	265万人
・非加入	119万人

(4)適用拡大対象者(20時間以上)の割合
 (出典:平成18年パートタイム労働者総合実態調査
 (個人調査・特別集計)(厚生労働省))

・1号	57.5%
・3号	69.2%
・非加入	62.3%



(1)×(2)×(3)×(4)(適用拡大の対象人数)

・うち1号から	約140万人
・うち3号から	約180万人
・うち非加入から	約70万人
・総数	約400万人

※1 登録型派遣社員:
 派遣労働者のうち、派遣元に登録しておき、派遣先からの依頼により労働者として派遣されるときだけ派遣元との間に雇用契約を締結し、その期間が終了したら雇用契約を解除し、元の登録者に戻る労働者をいう。

※2 適用事業所勤務割合の推計については、従業員5人未満の個人事業所の割合、及び適用業種に該当しない従業員5人以上の個人事業所の割合を推計し、全体からこれらを差し引くことで算出している。

※3 パートタイム労働者
 常用労働者のうち、
 ①1日の所定労働時間が一般労働者より短い者
 ②1日の所定労働時間が一般労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者のいずれかに該当する者のことをいう。なお、一般労働者とは、常用労働者のうち、パートタイム労働者以外の者を指す。

※4 常用雇用指数:
 常用雇用者数を指数化したもの。
 常用雇用者とは、事業所に使用され給与を支払われる労働者(船員法の船員を除く)のうち、
 ①期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者
 ②日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査期間の前2か月にそれぞれ18日以上雇い入れられた者のいずれかに該当する者のことをいう。

図2.11-2 公的年金保険の加入状況と厚生年金保険への加入に対する考え

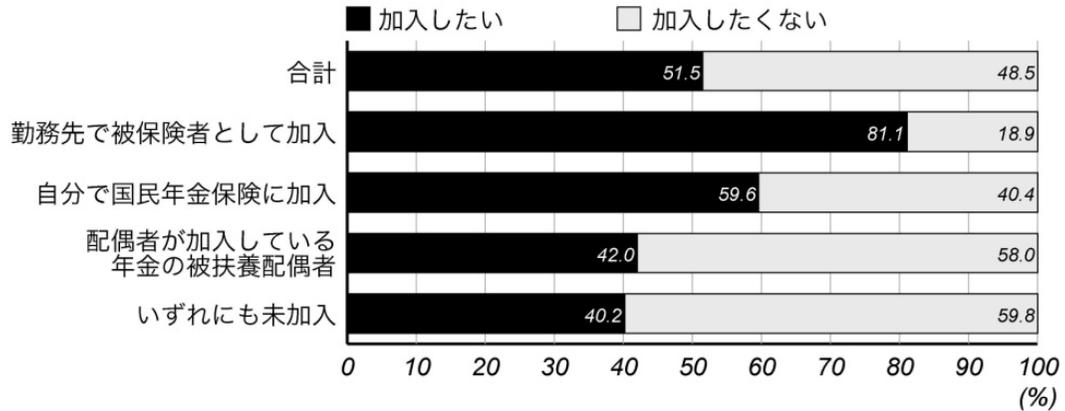
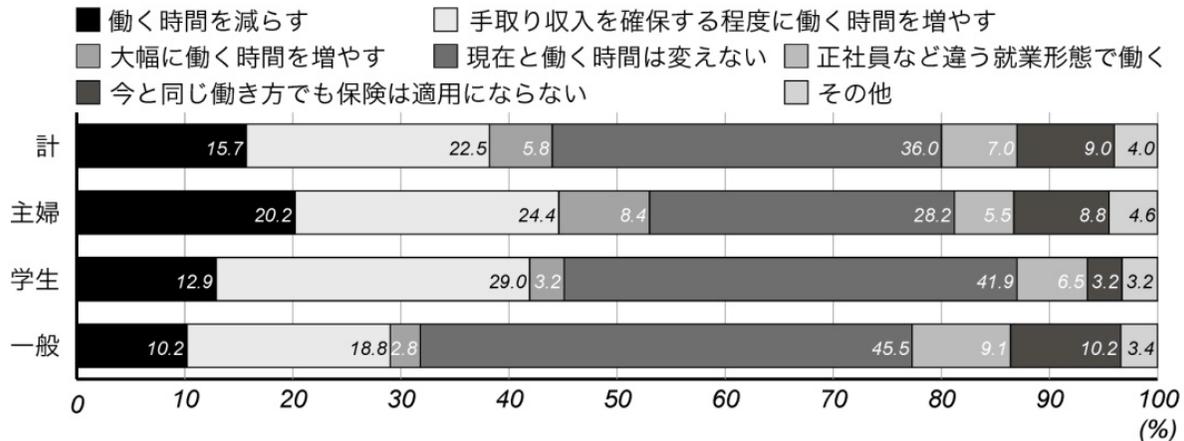


図2.13-1 厚生年金保険適用拡大後の働き方



※厚生年金保険改正後の加入要件である週20時間以上働いていると回答した者のうち、公的年金保険の加入状況の設問で、「被保険者として加入している」及び「わからない」と回答した者を除いて集計

※ 個人に対する調査。

※ 種別の定義

「主婦」…結婚している女性で、パート・アルバイトで働いている者

「学生」…学生であって、学業の合間にパート・アルバイトで働いている者

「一般」…パート・アルバイトで働いている者で、「主婦」、「学生」以外の者

(出典) 株式会社アイデム 人と仕事研究所「平成19年版パートタイマー白書」2. 労働時間と社会保険 より

JF 調査によるパート労働者の社会保険適用拡大に関する業界データ

1. パート労働者比率について

正社員	11.6%
パート労働者	88.4%

2. パート労働者の1週間の所定労働時間について

20時間未満	56.1%
20時間以上 25時間未満	20.0%
25時間以上 30時間未満	10.9%
30時間以上	13.0%

3. パート労働者の標準報酬月額について

98,000円未満	63.9%
98,000円以上	36.1%

4. パート労働者の退職率について

1年間における退職率は38.0%

22年度の1年間で退職したパート数

21年度末時点の在籍パート数+22年度に入社したパート数

5. パート労働者の勤続期間について

3ヶ月未満	25.8%
3ヶ月以上～6ヶ月未満	16.4%
6ヶ月以上～1年未満	20.6%
1年以上～2年未満	16.8%
2年以上	20.4%

6. パート労働者の内訳について

主婦	48.6%
フリーター	22.2%
学生	15.2%
有職者	8.3% (※主として生計を支える職業を別に持つ人)
その他・無回答	5.7%

7. 社会保険加入の賛否について

賛成	21.8%
反対	77.3%
無回答	0.9%

8. 社会保険加入の賛成理由について

将来、年金が受け取れるから	74.6%
女性が自立できる制度だから	30.3%
今の基準では加入できなかったから	12.7%
今の制度が不公平だから	8.8%
その他・無回答	3.6%

9. 社会保険加入の反対理由について

手取り収入が減少するから	59.5%
将来の年金支給はあてにならない	44.9%
少しでも収入が欲しいから	40.3%
その他・無回答	7.2%

10. 週20時間で適用拡大した場合の外食産業の影響度

厚生省が示した400万人の適用対象者のうち、外食産業は約100万人が対象となる。

※総務省「経済センサス調査」をもとに試算。

「飲食サービス業」「持ち帰り・配達飲食サービス業」及び「料理品小売業」に分類される従業者数から厚生年金の任意適用事業所である個人事業所の従業者数を除き、JF調査のパート比率88.4%と週20時間～30時間で働くパート比率をあてはめて推計した。

なお、精緻な所定労働時間を調査した場合、外食産業の適用者数は増加することが推定される。

(参考) 外食産業のパート労働者の就業実態と社会保険加入に関する考え方 (2)

社会保障審議会 短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会 第8回

		合計	週20時間以上での社会保険加入		
			賛成	反対	不明
全体		100.0	21.8	77.3	0.9
性別	女性	100.0	22.1	77.1	0.8
	男性	100.0	21.2	77.4	1.4
	不明	100.0	11.3	86.8	1.9
年代	20歳代	100.0	21.0	78.6	0.4
	30歳代	100.0	19.8	79.8	0.4
	40歳代	100.0	21.6	77.5	0.9
	50歳代	100.0	24.5	74.0	1.5
	60歳代	100.0	29.5	66.5	4.0
	不明	100.0	10.2	83.7	6.1
	配偶者の有無	はい	100.0	18.9	80.2
いいえ		100.0	25.6	73.3	1.1
不明		100.0	11.0	87.3	1.7
身分	学生	100.0	14.1	85.8	0.1
	主婦	100.0	18.9	80.4	0.7
	フリーター	100.0	30.1	68.8	1.1
	有職者	100.0	23.0	76.2	0.8
	その他	100.0	34.2	61.4	4.4
	不明	100.0	27.0	64.9	8.1